

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



出前講座・現場見学会

[平成27年11月19日(木) 8:45~16:00]
宮崎工業高等学校 建築科 1年 39名

就業体験

[平成27年10月21日(水)~23日(金)]
宮崎工業高等学校 建築科 2年 33名

2016.
09
SEPTEMBER
No.503

目次 CONTENTS

●平成28年9月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（8月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成28年度第5回常務理事会を開催	3
2. 第5回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会	5
3. 地元選出国議員への要望活動報告について	6
4. 宮崎県への活動報告について	6
5. 常置委員会開催報告について	7
6. 平成28年度テレビCM放送のご案内	8
●雇用改善コーナー	
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の 就職・採用活動に係る取扱等について	9
2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	10
3. 公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう	12
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	13
●技士会	
1. 平成28年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	15
2. 平成28年度2級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会（ご案内）	15
3. 「監理技術者講習会」のご案内	16
4. 「おやじの日」現場見学会を開催しました	16
●建退共	
1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について	18
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	18
●建災防	
1. 平成28年度（第67回）全国労働衛生週間について	19
2. 平成28年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	20
●火薬協会	
1. 平成28年火薬類による事故速報	21
2. 講習会の日程について	23
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）	24
2. 中間前払金制度のご案内	25

平成 28 年 9 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	九州建設業協会専務事務局会議（宮崎）	基金 定例監査	
2	金	県議会 9 月定例会開会（10 月 7 日まで）	高所作業車運転技能講習（清武 3 日まで）	火薬類消費場所巡回指導員委嘱式
3	土			
4	日			火薬類取扱保安責任者等知事試験（宮崎）
5	月			
6	火		振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育（清武）	
7	水			
8	木	1 級土木（実地）試験受験準備講習会（9 日まで） 全国技士会被災地視察（福島 9 日まで）	斜面の点検者に対する安全教育（延岡）	
9	金		小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（延岡 10 日まで）	
10	土			
11	日	上期 1・2 級建設業経理検定試験（宮崎大学）		
12	月	全国建産連会長会議（金沢）		
13	火		職長・安全衛生責任者教育（延岡 14 日まで）	
14	水	2 級土木実力テスト講習会（15 日まで）		
15	木	全建 協議員会（東京）		火薬保安講習会（延岡）
16	金		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 17 日まで）	
17	土			
18	日			
19	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
20	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育（清武）	
21	水		現場管理者統括管理講習（清武）	
22	木	秋分の日	秋分の日	秋分の日
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	3 級建設業経理事務士「特別研修」（宮崎 28 日まで）		保証会社取締役会（大阪）
27	火		不整地運搬車運転技能講習（清武 28 日まで）	
28	水			
29	木		第 53 回全国建設業労働災害防止大会（名古屋 30 日まで）	
30	金			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（8月分）

【ホームページ】

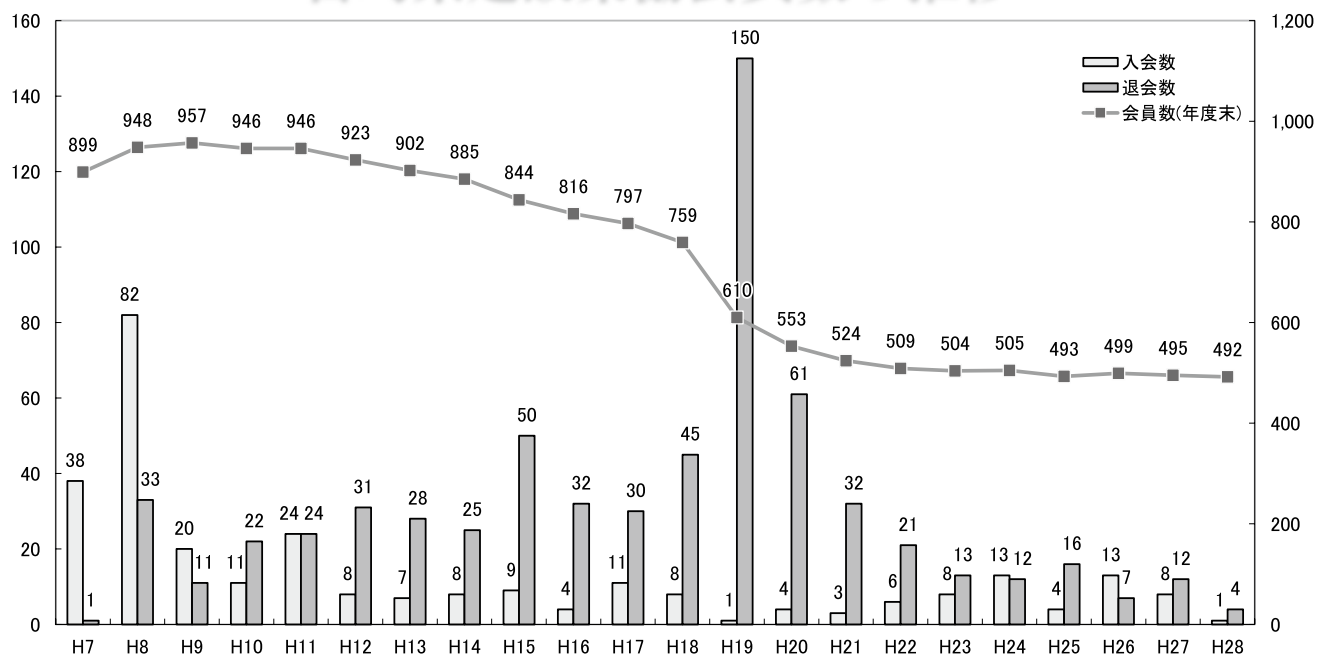
項 目	所 管	形 式
テレビCMサイト、協会イメージキャラクターダウンロードサイト更新 いたしました	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
宮崎県主催 第2回宮崎県水素エネルギー等利活用研究会セミナーの開 催について（締切 8/26）	宮 崎 県	html
都城市主催 リノベーションスクール@都城の開催について	都 城 市	PDF

会員の異動状況

28年度【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
高 鍋	(有) 税 田 建 設	代 表 者	税 田 清 一	税 田 敏 通
西 都	(有) 三 納 建 設	代 表 者	松 本 明 信	松 本 敬 良

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	4
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	492

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H28はH28.8.25現在

宮崎県建設業協会

1. 平成28年度第5回常務理事会を開催

平成28年8月8日(月)午後1時、ホテルメリージュ2階「翡翠」において、樫村事務局長が定足数(13/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「地元選出国会議員への要望活動の参加についてお礼申し上げる。政府の経済対策は、補正で4兆円、事業規模28.1兆円ということであるが、真水がどの程度なのか心配している。工事状況では、上半期80%発注と聞いているが、現時点では昨年並みか、少し悪い状況である。今後9月末に向けて、集中して工事発注されるが、地元業者がまんべんなく受注できる状況になって欲しい。知事等への要望活動を控えているので、活発なご意見をいただきたい。本日のご審議よろしくお願い申し上げます」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料に基づき、管理課から「平成30・31年度入札参加資格認定へ向けた検討について」、技術企画課から「建設工事等におけるコスト調査の実施について」及び「公共事業発注見通しの工事概要における記載項目の追加について」の情報提供があることを報告した上で、概要を説明した。

山崎会長が、前回の意見交換会での検討事項について、進行状況を確認することを提案し、承認された。

議題2 地域懇談会・定例懇談会の提案議題について

樫村事務局長が資料に基づき、九州建設業協会地域懇談会・定例懇談会が11月8日(火)に宮崎市で開催されることを報告した。また、懇談会での提案事項について説明し、承認された。

議題3 その他

(1) セミナー券購入について

樫村事務局長が資料に基づき、8月20日(土)に開催される自民党県連主催の政経セミナーの概要及びセミナー券の購入について説明し、承認された。

(2) 賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査について

樫村事務局長が、(一社)全国建設業協会より賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査及び女性職員の在職及び採用状況等調査について依頼があったことを報告した。また、それぞれの調査内容について説明し、調査票回答について承認された。

(3) 知事等への要望活動について

樫村事務局長が資料に基づき、8月23日(火)に行う知事等への要望活動について説明し、承認された。

(4) 宮崎県議会自民党会派との意見交換会について

樫村事務局長が資料に基づき、8月30日(火)に行う県議会議長への要望活動について説明した。

(5) 農業土木委員会開催結果報告について

後藤常務理事が、7月19日(火)に開催した農業土木委員会及び県との意見交換会について報告した。また、菊池土木農林課長が資料に基づき、県との意見交換会での議題及び回答内容について報告した。

(6) 宮崎河川国道事務所との意見交換会開催結果報告について

河野宏介副会長が、7月25日(月)に開催した宮崎河川国道事務所と国土交通委員会との意見交換会の結果について報告した。



第5回常務理事会

(7) 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが資料に基づき、候補事業所の状況を報告した上で、候補事業所2次募集について説明した。また、募集期間を8月16日（火）から9月6日（火）までとした候補事業所3次募集計画及び実施内容を説明し、承認された。

(8) 講演会「今後の道路行政の課題～震災対策と経済対策を中心に」の開催について

桧村事務局長が資料に基づき、8月18日（木）に日向市主催で開催される講演会の内容について説明した。

(9) 東九州自動車道建設促進地方大会について

桧村事務局長が資料に基づき、8月10日（水）に開催される東九州自動車道建設促進地方大会の内容及び行程について説明した。

(10) その他

坂元専務理事が、8月19日（金）に開催される「「橋」を通じた地域づくりシンポジウム」について説明し、参加協力を依頼した。

議題4 9月・10月常務理事会開催予定日について

桧村事務局長が、臨時常務理事会を8月30日に、常務理事会を10月6日に開催することを提案し、承認された。

2. 第5回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会

平成28年8月8日（月）午後3時30分、ホテルメリージュ2階「琥珀」において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼管理課長
高村課長補佐、老岐主幹
深谷副主幹、金田主事、外園主査
技術企画課：木下技術企画課長、石井課長補佐
迫主幹、三橋主幹、浜川主幹
安部主査

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、田崎工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、堀之内・甲斐
河野(宏) 副会長、後藤・小野
河野(義)・河野(与)・藤元・河野(孝)
興梠常務理事
事 務 局：坂元専務理事、檜村常務理事
兼事務局長、大谷・菊池・一安課長

【山崎会長挨拶】

上半期80%の工事発注については、努力いただき感謝申し上げます。早期発注をよろしくお願いしたい。8月2日に地元選出国會議員への要望活動を行った。担い手確保に伴う社会保険等未加入対策については、協会で検討しているところであるが、県としての意向を伺いたい。週休2日を踏まえた標準工期の検証、地域企業育成型の適用範囲、電子納品、情報共有化の進行状況等について伺いたい。また、VE提案工事の加点对象除外について検討をお願いしたい。本日はよろしくお願いしたい。

【佐野管理課長挨拶】

本日はよろしくお願い申し上げます。7月中下旬に県内8地区で業者研修会を開催した。1600社を超える業者の参加があった。各地区の業界の皆様のご協

力に感謝申し上げます。また、8月7日に開催した道路愛護デーの参加についてもお礼申し上げます。

新たな経済対策が閣議決定されたが、民間の資金を活用したものを含めて21.8兆円となるため、真水の部分が地方の公共工事に回ってくるのは厳しい状況である。国の動きを注視しながら、県として動いていきたい。国や地方整備局に提案や要望活動を行っているところであるが、県の中でも公共事業の予算に対する理解が必要である。

今後も災害対応や警戒対応で協力をお願いしたい。連日の酷暑の中で作業をされている現場の技術者や作業員への熱射病の注意喚起をお願いしたい。有意義な意見交換会となるようよろしくお願い申し上げます。

◆県からの情報提供・意見交換会について

高村管理課長補佐及び木下技術企画課長から以下の事項に関し説明があった。

- (1) 平成30・31年度入札参加資格認定へ向けた検討について
- (2) 建設工事等におけるコスト調査の実施について
- (3) 公共事業発注見通しの工事概要における記載項目の追加について



県土整備部との第5回意見交換会

3. 地元選出国會議員への要望活動報告について

8月2日に常務理事全員が上京し、緒嶋県議会議員も同席され地元選出国會議員への要望活動と建設業が抱える諸問題について意見交換会を行った。

本会からは、補正予算の早期編成並びに当初予算における公共事業予算の確保や、本県の高速度道路整備について、また、建設業の厳しい現状や担い手確保のための労務費引き上げの必要性等について訴えた。

国会議員からは、遅れている本県のインフラ整備や南海トラフ地震津波対策等に係る補正予算や当初予算確保等に向け、国会議員が一丸となって取り組んでいく等力強い言葉をいただいた。

本会の要望事項は次のとおり。

- 1 平成28年度補正予算の早期編成と本県への優先配分
- 2 平成29年度公共事業当初予算の増額確保
- 3 低入札価格調査基準と最低制限価格の引き上げ
- 4 公共工事設計労務単価のさらなる引き上げ
- 5 建築・営繕工事の現場管理費、一般管理費の早期引き上げ
- 6 東九州自動車道（日南～志布志）、九州中央自動車道及び都城志布志道路等の早期整備と未事業化区間の早期事業化
- 7 国土強靱化計画に基づく南海トラフ巨大地震津波対策の推進



4. 宮崎県への要望活動報告について

（一社）宮崎県建設業協会（会長 山崎 司）並びに宮崎県建設産業団体連合会（会長 山崎 司）の役員による県への要望を、去る8月23日（火）、河野宮崎県知事、内田県副知事、東県土整備部長に対して行った。

県は、担い手の確保や平準化等行っていくうえでも、まずは安定的な事業の確保が最優先である等力強い言葉をいただいた。

要望項目は下記のとおりである。

- 1 補正予算の早期編成と本県への優先配分の取組みについて
- 2 平成29年度公共事業当初予算の増額確保について
- 3 最低制限価格の引き上げ並びに算定式の公表について
- 4 公共工事の発注と施工時期の平準化について
- 5 担い手の確保・育成について
- 6 改正品確法の発注事務に係る運用の浸透、徹底について
- 7 公共工事の設計労務単価の更なる引き上げについて
- 8 建築・営繕工事の現場管理費、一般管理費の引き上げについて



河野県知事



内田副知事



東県土整備部長

5. 常置委員会開催報告について

(1) 第1回建築委員会

平成28年度第1回目の建築委員会を開催した。建築一式の入札に係るエリア・ブロック分けの見直し並びに公共施設保全への取組みについて提案があったが、受注状況等のデータを以って次回協議することになった。主な審議事項については下記のとおり。

開催日	主な審議事項
H28.8.8	(1) 第1回九州建設業協会建築委員会の各県提案議題・各県回答について (2) 委員、地区協会からの提案議題・要望について 県工事Aクラスのエリア・ブロック分けについて (3) 宮崎県総合評価落札方式（建築一式）公共施設保全への取組みについて (4) その他

(2) 第1回農業土木委員会並びに県との意見交換会について

本年度第1回目の委員会並びに県農政水産部（竹下農村計画課長以下18名）との意見交換会を開催した。主な提案議題について下記のとおり。

① 第1回農業土木委員会

開催日	主な審議事項
H28.7.19	(1) 県との意見交換会議題について (2) その他

② 県農政水産部との意見交換会

開催日	主な提案議題
H28.7.19	・ダンプ検収について ・現場仮設（事務所）について ・施工体制監視チームについて ・小規模工事等の工事評定（工事特性）について ・ほ場整備整地工施工手順について ・施工管理の統一について ・パイプライン工事について ほか

(3) 国土交通委員会と宮崎河川国道事務所との意見交換会について

国土交通委員会（10名）並びに各地区代表現場担当者（10名）による宮崎河川国道事務所（鈴木所長以下10名）との意見交換会を開催した。主な提案議題については次のとおり。

開催日	主な提案議題
H28.7.25	・施工休止期間の短縮について ・工事書類簡素化について ・クレーン車等の施工体制台帳について ・地元企業の優先発注について ・工期の設定について ・コンサルタントについて ・設計変更について ほか

6. 平成28年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

このことを鑑み、本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「イメージアップ」「担い手の確保」を図るため、本年度も継続してテレビCMによるPRを放送いたします。

第3弾 平成28年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビット」

1. 放送期間 平成28年7月6日（水）～平成29年3月29日（水）までの9ヵ月間
2. 放送形態
 - 30秒CM、下記番組 毎週1回放送
 - UMK ニュースの放送帯（毎週水曜20:54～21:00）
 - MRT わけもんGTの放送帯（毎週水曜20:00～21:00）
 - ※ 特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇ 第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇ 第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～スポットCM（夜型）～

1. 放送期間 平成28年12月1日（木）～12月31日（土）の1ヵ月間予定
2. 放送形態 30秒夜型 UMKのみのスポットCM
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇ 第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇ 第3部「未来へ」篇

本会テレビCMが平成28年「第27回UMKCM大賞」に入賞！

UMK開局20周年の記念事業として、ローカルCMの発展に貢献する目的でスタートしたUMK CM大賞において、127作品のうち事前審査会でノミネートされた20作品のなかに本会のCM『夢を抱いた日90秒』が選ばれ、入賞をいたしました。

選考対象は、県内広告主のCM作品若しくは県内広告代理店が企画・制作したCM作品で、平成27年度中にUMKで初回放送されたCM作品。

受賞式が7月20日に宮崎観光ホテルであり、広告主や制作代理店の皆さんなど約120人の関係者が参加をし、贈賞パーティーが開催され、小林市の『小林市 シンダモシタン小林2015 90秒』が、CM大賞と視聴者賞をダブル受賞された。

雇用改善コーナー

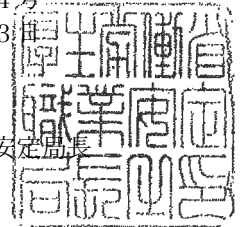
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について

職発 0113 第 4 号

平成 28 年 1 月 13 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 27 年 12 月 7 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても翌 8 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定しました。これにより、広報活動は平成 27 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 28 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 28 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 28 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 28 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 28 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人 情報、ガイドブック等の発行は、平成 28 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 28 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規卒卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

雇用改善

2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

27 文科初第 1763 号

職発 0330 第 6 号

平成 28 年 3 月 30 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 幸

新規学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 27 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 28 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業生の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業生と全日制課程の卒業生との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業生に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 29 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、平成 29 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 28 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 28 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 28 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 28 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 28 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 28 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 29 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 28 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

3. 公正な募集・採用のため 自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集・採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

公正な募集・採用を行うために、従業員を採用するときは、職務遂行上必要な適性や能力だけを採用基準にしましょう。

適性や能力と関係のない下の表のような事項を求職者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

就職差別につながらないよう、自社の採用基準や選考方法を確認しましょう。

◆公正な募集・採用のために、下の表の14事項に配慮しましょう。

就職差別につながる恐れがある14事項	
本人に責任のない事項	① 本籍・出生地 ② 家族 ③ 住宅状況 ④ 生活環境・家庭環境
本来自由であるべき事項 (思想信条に関わること)	⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条など ⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想 ⑩ 労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書など
採用選考の方法	⑫ 身元調査など ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書 (様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭ 合理的・客観的に必要性のない健康診断

※採用選考時に家族のことを尋ねるケースが大変多く見受けられるので注意しましょう。

※エントリーシートを使用する場合も、就職差別につながる恐れのある項目を設けないようにしましょう。

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります。

- ▶募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
＜禁止されている募集・採用事例＞

- ① 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ② 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ③ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること など

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。
また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあった場合には、その求人内容について説明することが重要です。

- ▶障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害のない方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合った上で決めていただく必要があります。

※ 障害者差別禁止・合理的配慮に関する各種資料は、以下のURL（厚生労働省HP）をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seikakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

改正障害者雇用促進法

検索

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮崎県建設事業協同組合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 平成28年度 1 級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

平成 28 年 7 月 3 日（日）に 1 級土木施工管理技術検定「学科試験」が実施され、その結果が 8 月 17 日（水）に発表されました。各試験地における合格者数等は表のとおりで、合格者番号は、（一財）全国建設研修センターのホームページに掲載されております。

本年度の合格率は、全国平均 55% で、昨年度 54.6% より 0.4 ポイント上回りました。

● 学科試験実施状況

（平成 28 年度 7 月 3 日実施 全国 13 地区 34 会場）

試験地	出席者数	合格者数	合格率（%）
札幌	1,391	727	52.3
釧路	254	121	47.6
青森	603	334	55.4
仙台	3,074	1,757	57.2
東京	9,913	5,583	56.3
新潟	1,423	833	58.5
名古屋	3,796	2,126	56.0
大阪	5,496	2,924	53.2
岡山	1,214	636	52.4
広島	1,206	647	53.6
高松	1,320	758	57.4
福岡	4,820	2,611	54.2
那覇	830	397	47.8
計	35,340	19,454	55.0

2. 平成28年度 2 級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会（ご案内）

最近の建設工事は、規模も構造も大型化し、建設技術の進歩等で工事内容が多様化、複雑化しています。また、営業所における専任技術者及び工事現場における主任技術者を確保するには、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事です。

建設産業は厳しい状況にありますが、技術者の高齢化等で人材育成は喫緊の課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め、能力を十分蓄え、自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得されることが大切であります。2 級土木施工管理技術検定試験は 10 月 23 日（日）に実施されます。つきましては、2 級土木施工管理技士の資格取得の合格率をアップするため「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

【C P D S 認定講習会】

2 級 実力テスト （2 日間）		
日 時	平成 28 年 9 月 14 日（水） ～ 9 月 15 日（木）	
場 所	宮崎県建設会館 （宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号）	
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 （0985 - 31 - 4696）	

3. 「監理技術者講習」のご案内

平成 28 年度第 2 回目の監理技術者講習を、平成 28 年 8 月 10 日（水）に「宮崎県建設会館」で開催し 46 名が受講されました。

平成 28 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

下記のとおり、今年度はあと 1 回です。有効期限は、講習修了後 5 年です。更新時期にきている方は受講してください。

日 程	会 場
平成 28 年 11 月 15 日（火）	宮崎県建設会館

※問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会
(TEL 0985 - 31 - 4696)

公共工事の監理技術者は、監理技術者資格者証と講習修了証が必要となり、現場に携帯しなければなりません。（講習修了証は監理技術者資格者証に貼付けることになっています。）

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を受注し、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

4. 「おやじの日」現場見学会を開催しました

平成 28 年 8 月 6 日（土）に、「おやじの日」現場見学会が宮崎地区、延岡地区で開催され親子など 180 名ほどが参加しました。この現場見学会は、建設会社の社員、発注者、協力会社の身近な家族に間近で実際の仕事場での“父親（おやじ）”の働く姿を見せてもらうことにより、子供達に土木工事の理解を深めて貰うと共に、もっと父親（おやじ）の仕事を知ってもらうことを目的に、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、（一社）宮崎県建設業協会、宮崎県土木施工管理技士会が地区協会や関連施工業者の皆さんの協力を得て開催しました。

● 開催状況

宮崎地区

日時：8月6日（土） 9：30～13：00

場所：宮崎市大字鏡洲地内 東九州道
芳ノ元トンネル南新設工事

参加者：大人 26名

子供 小学生など 20名

合計 46名

参加者の内訳：国交省 2家族 企業 10家族
技士会 6名



延岡地区

日時：8月6日（土） 9：30～14：00

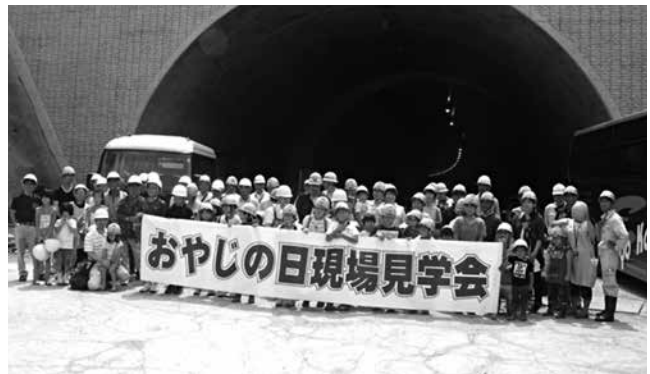
場所：国道218号 高千穂日之影道路
大平山トンネル新設工事

参加者：大人 84名

子供 小学生など 51名

合計 135名

参加者の内訳：国交省 5家族 企業 21家族
一般 9家族



建退共

1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について

＊ いずれの様式も、インターネットでダウンロードできます。

検索サイトに【建退共】と入力、”建設業退職金共済事業本部トップページ”を開いて、必要とする様式とその記入例をダウンロードします。

1 会社の所在地、名称、代表者が変わったとき。

- 届出の様式は、『共済契約者住所名称（氏名）変更届』（様式第 012 号）です。
（会社の所在地が他県に変わる場合は、第 013 号の様式です。）
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
（変更の内容） （添付書類）
 - ・住所、会社の名称 ～共済契約者証、登記簿など（事実が確認できる書類）
 - ・代表者、電話、FAX 番号 ～登記簿など（事実が確認できる書類）

2 加入従業員（被共済者）の氏名、住所が変わったとき。

- 届出の様式は、『被共済者氏名等変更届』（様式第 018 号）です。
- 必要事項を記入し、共済手帳を添えて宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
（変更の内容） （添付書類）
 - ・氏名、生年月日の変更 ～戸籍抄（謄）本、住民票、免許証の写しなど
（氏名を変更される方は、旧と新が確認できる書類）
 - ・住 所 ～添付資料は不要

3 共済契約者証を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済契約者証交付申請書』（様式第 014 号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 棄損した場合の届出は、棄損した契約者証を添付してください。
（注）「建設業退職金共済契約者証」は、金融機関の窓口で共済証紙を購入する際に提示する必要がありますので、大切に保管してください。

4 共済手帳を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書』（様式第 017 号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 紛失の場合は、紛失した手帳にどれだけ証紙が貼付されていたのかを確認できませんので、再交付する共済手帳は、前回更新した証紙の貼付実績からの再交付となります。
- 棄損した場合の届出は、棄損した共済手帳を添付してください。確認できる証紙の枚数を貼付実績として取り扱います。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7 月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,786	48,931
加 入	5	110
脱 退	3	112
当月末計	2,788	48,929

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	429,561	48,622	29,862,396,208	前 月 分	62,168
当月分	833	99	82,141,836		
総 累 計	430,394	48,721	29,944,538,044	当 年 度 計	154,459
(当年度累計)	3,124	449	373,327,889	累 計	

建災防

1. 平成28年度（第67回）全国労働衛生週間について

本 週 間 / 10 月 1 日 ～ 10 月 7 日

準備期間 / 9 月 1 日 ～ 9 月 30 日

<スローガン>

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

全国労働衛生週間は、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、本年度で第 67 回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は、昨年より増加して 129 人となり、今なお多くの方が疾病に罹患されております。一方、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は高水準で推移しており、平成 27 年は 52.6% に上っています。

また、本県における平成 27 年の自殺者数は、厚生労働省「人口動態統計」において、平成 24 年以降 300 人を下回りましたが、他県と比較し人口 10 万人当たりの自殺者数は、23.2（全国ワースト 3 位）となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは重要な課題となっています。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象になっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題が生じています。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させ、その確実な履行が必要であります。

このような観点から、本年度は

**「健康職場 つくる まもるは
みんなが主役」**

をスローガンとして 9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とし、10 月 1 日から 10 月 7 日までを本週間として実施されます。

この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。



建災防

2. 平成28年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月11日（金）に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。

Miyazaki Industrial Safety and Health Convention
平成28年度 宮崎県産業安全衛生大会

安全衛生大会

参加無料

2016 11/11 金

開会/13:30 閉会/16:00
会場/宮崎市佐土原総合文化センター
宮崎市佐土原町下田島 20527-4

講演テーマ
「脳のクセを知れば、人間関係はもっと楽になる！」

私たち一人ひとりの考え方のクセやパターンからコミュニケーションの癖や行動パターンを解き明かし、「合わない人」と自分との違いを他にながら、職場で人間関係が楽になるヒントをお話します。

榎木田 智子氏

- Human Skills Academy公認 ストレスゼロ*・トレーナー
- Identity Compass 国際ライセンスコンサルタント
- フリーアナウンサー
- Eternal Growth(エターナル・グロウス)代表

主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会
宮崎労働基準協会/建設業労働災害防止協会/林業・木材製造業労働災害防止協会/
陸上貨物運送事業労働災害防止協会/建設荷役車両安全技術協会/宮崎県保健総合支援センター

後援 宮崎労働局/質労働基準監督署/宮崎県/宮崎市/連合宮崎/宮崎県労連/宮崎県経営者協会/
宮崎県商工会議所連合会/宮崎県商工会連合会/宮崎県中小企業団体中央会

お問い合わせ先/大会事務局(宮崎労働基準協会) Tel.0985-25-1853

火薬協会

1. 平成28年火薬類による事故（速報）

平成28年1月1日から7月31日現在の火薬類による事故の発生状況は次のとおりです。

引き続き基本を遵守して火薬類の事故防止に努めて下さい。

【I】 総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取 扱	種 類 別	件 数	計	人 数	計	人数（重－軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	2	3	0	0	1－4	1－4
	煙 火	1		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	2	13	0	0	0－0	0－1
	煙 火	9		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	2		0		0－1	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
が ん ろ う 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
そ の 他 事 故	産 業 火 薬	1	2	0	0	1－0	1－0
	煙 火	1		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	5	18	0	0	2－4	2－5
	煙 火	11		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	2		0		0－1	

【II】 事故一覧（産業火薬・製造中）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月2日 13:40頃	千葉県 市原市	0	1－2	C	充填工室において、作業員5名が信号燐管（自動車用緊急保安炎筒）に発炎薬を充填機により充填作業中に、充填槽付近にて発火し、充填槽内の発薬に着火し火災が発生し、近傍作業していた3名が負傷したもの。
2	6月20日 09:20頃	福島県 西白河郡	0	0－2	C	08:30作業を開始し、混和機2台に原料（酸化アルミニウム1.9kg、硝酸グアニジン52.3kg）を投入し3分攪拌。さらに、混和機2台に原料（BCN45.8kg）を投入し、攪拌を開始し、約20分攪拌したところ、混和機から大きな異音が聞こえた直後、発火し、作業員2名が負傷した。（後頭部軽火傷1名、目の違和感1名）

(消費中)

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	1月8日 10:35頃	千葉県 安房郡 鋸南町	0	0-0	C	採石場において、硬岩掘削の発破作業の振動により、県道鴨川保田線に長さ10mにわたり土砂が流出した。また、それに伴いNTT及びKDDIの光ケーブルが断線した。
2	1月18日 12:15頃	岩手県 陸前高田市	0	0-0	B	岩発破作業を行った際、防爆マット(1.5m×1.8m)が発破振動で浮き上がったと同時に突風が吹いたことにより、発破によって裂けたマットの一部(1.5m×0.7m)が約52m離れた民家の屋根に飛び、瓦9枚及び雨樋1m程度を破損させたもの。同一事業所における1年以内の事故のためB級事故となる。

その他の事故

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月25日 14:50頃	高知県 須崎市	0	1-0	C	家族3人で釣りをしていた10歳の女兒が、岸壁で「筒状」の物体(=信号火せん)と判明)を見つけて物体の下部を回していたところ、突然爆発して顔面負傷(顔面7針縫う裂傷、陥没骨折したもの)。

(煙火) 1. 製造中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月15日 14:00頃	福岡県 北九州市	0	0-0	C	煙火製造所において、煙火の天日干しをしていたところ発火。社長が119番通報。従業員が初期消火を行ったが消火せず、消防において14:43鎮圧したもの。

(煙火) 2. 消費中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月6日 20:45頃	山梨県 笛吹市	0	0-0	C	吹川河川敷左岸内において石和温泉冬花火の打上が実施されていたところ、風にあおられた煙火の残り火が対岸の枯草に落下し、延焼拡大したもの。
2	6月2日 19:50頃	神奈川県 横浜市	0	0-0	C	横浜開港祭花火大会で、消費し終えた箱型煙火に着火し、台船上で10分間にわたり燃焼した。花火大会は終了に近い時刻で、花火大会終了後に従事者が消火した。箱型煙火の消費は異常なかったとみられるため、消費後の箱型煙火に他の煙火の火の粉が落ち、着火したことが考えられる。
3	6月15日 20:35頃	静岡県 静岡市	0	0-0	C	水神社奉納花火大会において、スターマイン方式で打ち揚げ雷粒(らいつぶ、爆音を出す薬包)1個が道路上(消費場所から約55m離れた立入禁止区域外)に落下し、地上開発した。雷粒の導火線(1.8cm)に着火したが吸湿等の原因により、燃焼速度が遅くなり地上開発したものと思われる。
4	6月25日 19:40頃	秋田県 由利本荘市	0	0-0	C	漁港祭で打ち揚げられ開発した煙火の一部が風に流され、付近の林野及び松に落下し、着火、延焼したもの。林野約30㎡及び松の木1本が焼失した。

5	7月7日 20:30頃	滋賀県 甲賀市	0	0-0	C	矢川神社七夕まつりにおいて、総数25本の手筒煙火を順次消費する中で、事故が発生した。 ・まず、800g火薬量のものを点火後、従事者が保持する前にハネを起こした。 ・その後、2,400g火薬量のものを従事者の保持直後に手筒が斜めの状態でハネを起こした。 ・さらに、21本目の2,400g火薬量の手筒の際も、保持直後に斜めの状態でハネを起こしたところ、詰め物（新聞紙等）や砂利が後方に飛び散ったことから、従事責任者の判断により、その後の消費を中止した。
6	7月17日 20:16頃	愛知県 常滑市	0	0-0	C	発射の約2秒後に開発する小型煙火が、発火直後に開発した（過早発）。
7	7月22日 20:00 ～21:00	三重県 鳥羽市	0	0-0	C	打揚煙火の残滓の落下により、観客の衣服に穴があいたもの。（人的被害なし）。
8	7月24日 20:40頃	北海道 亀田郡 七飯町	0	0-0	C	大沼湖水まつり花火大会において、煙火消費中に台船より打ち揚げ予定だった煙火が筒バネを起こしたもの。
9	7月30日 20:25頃	福島県 福島市	0	0-0	C	福島花火大会において、煙火の打ち揚げ中に、下草2箇所に着火し、約1.3アールが焼失した。

その他の事故

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	3月29日 09:53頃	宮崎県 宮崎市	0	0-0	C	宮崎市内の花火大会で不発となった小型煙火の中空紙パイプ1本（消費場所で水を掛けるなどの処置済み）を、外装の段ボール等とともにドラム缶で焼却していたところ、小型煙火の構成部品（星）が飛散し、焼却場所から約30m離れた山林の斜面中腹に着火し、約1.4アールを延焼したものの。

2. 講習会の日程について

保安手帳の受講記録欄を確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月15日	木	延岡市	延岡建設会館	13:00～17:00
10月27日	木	日向市	日向建設会館	
11月17日	木	西都市	西都建設会館	
12月15日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月15日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
平成28年度	388	▲2.3%	11,738	▲5.4%	1,261	18.9%	43,498	26.3%
平成27年度	397	▲14.3%	12,413	▲22.6%	1,061	▲27.2%	34,432	▲41.2%
平成26年度	463	▲9.2%	16,038	0.6%	1,458	▲6.2%	58,516	▲13.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

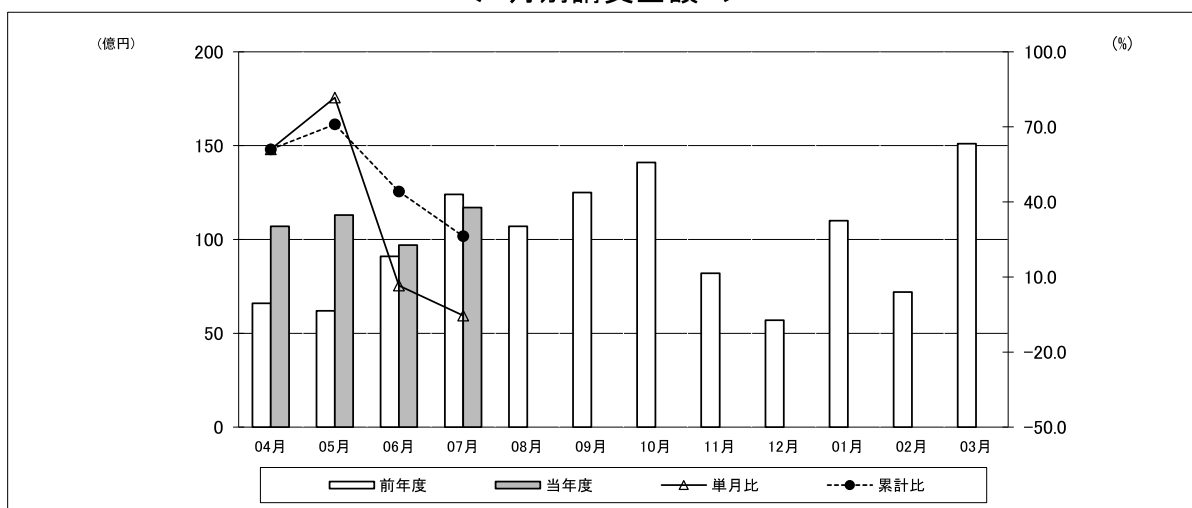
発注者区分	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
国	28	7.7%	3,048	93.6%	123	26.8%	12,695	69.0%
独立行政法人等	4	▲60.0%	688	▲12.6%	10	▲9.1%	2,156	12.4%
県	108	▲6.9%	3,151	▲22.5%	420	25.4%	11,094	12.6%
市町村	244	0.8%	4,596	▲21.4%	696	14.9%	16,757	26.8%
その他	4	33.3%	253	79.4%	12	0.0%	795	▲58.9%
計	388	▲2.3%	11,738	▲5.4%	1,261	18.9%	43,498	26.3%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	89	▲11.9%	2,515	▲39.9%	255	11.8%	11,401	31.0%
日 南	25	▲10.7%	906	▲54.6%	93	16.3%	3,573	▲23.5%
串 間	11	▲52.2%	94	▲62.1%	50	▲10.7%	1,076	26.6%
都 城	62	24.0%	2,223	25.3%	177	42.7%	6,993	38.9%
小 林	44	57.1%	1,044	44.8%	144	39.8%	4,599	70.2%
高 岡	17	240.0%	173	120.9%	44	29.4%	1,241	134.6%
西 都	19	0.0%	442	115.2%	79	21.5%	1,578	▲25.1%
高 鍋	18	▲10.0%	371	▲46.4%	62	14.8%	1,306	▲32.6%
日 向	59	▲6.3%	1,633	16.2%	195	28.3%	5,443	56.3%
延 岡	23	▲25.8%	484	▲11.2%	78	▲18.7%	3,283	35.3%
西臼杵	21	▲27.6%	1,847	231.2%	84	21.7%	3,001	51.4%
計	388	▲2.3%	11,738	▲5.4%	1,261	18.9%	43,498	26.3%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**27年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。

⇒前払金は最大で工事代金の**6割に！**

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに**安い！**

＜中間前払金のメリット＞

- ① **現場をストップさせる必要なし！**
- ② **全額現金で払出OK！**
- ③ **保証料率は一律0.065%**

手間なく

便利で

安い！

＜制度採用状況＞ **宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等**
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

＜請求可能要件＞

- 工期の2分の1を経過していること
- 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること
- 当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること

＜保証申込時に必要な書類＞ ① 保証申込書 ② 使途内訳明細書 ③ 認定調書（通知書）の写し

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167
ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成28年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成28年7月末現在）

（単位：件、百万円）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	2	<	574	<
宮崎県	34	41.7%	1,540	97.2%
宮崎市	7	40.0%	193	185.6%
都城市	1	▲50.0%	106	▲27.3%
延岡市	3	▲25.0%	156	▲57.6%
西都市	1	<	20	<
高千穂町	1	<	218	<
日之影町	1	0.0%	39	1.7%
美郷町	1	<	41	<
椎葉村	2	<	8	<
宮崎大学	1	<	378	<
計	54	38.5%	3,277	123.8%

安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度



「建設共済保険」の
他にも、次のような
事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・
傷病3級以上）の子供に対し
て、要保育期間および小学校か
ら大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用
に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート！

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 FAX. 0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索